

令和4年第1回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年3月9日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第1回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	関 本 豊
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉 彦
副 町 長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	保健福祉課長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	森 本 秀 行
ふるさと創生課長	井 上 靖	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	ただいまから、令和4年第1回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、第1回定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>厳しい寒さも緩みはじめ、穏やかな春の日差しを感じる中で、桜の開花が待ちどおしい季節となりました。</p> <p>本日は、令和4年第1回定例議会を招集いたしましたところ、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また本日は、新議場での初議会という記念すべき日であります。この新議場において、更に活発な議会活動に取り組んでいただき、伝統ある松野町議会の継承につなげていただきますようお願いをいたします。なお、議場内の机や演台は町内産のヒノキ材を使用しております。また、庁舎全体の木質化とあわせて、森の国にふさわしいイメージの議場になっていると感じております。</p> <p>さて、2月14日から新庁舎での業務を開始しております。役場にて用事のある方はもちろんのこと、JA松野支所の業務や銀行のATMの利用、更には図書学習スペースで勉強している中高生など、新しい人の流れを実感しているところでございます。まずは多くの方々に新庁舎に来ていただき、様々な用途で使っていただければと願っております。</p> <p>長引く新型コロナウイルス感染症につきましては、現在もオミクロン株が猛威をふるっており、一時期は落ちつき始めた状況が見られたものの、再び感染者数が増加の傾向にあり、松野町内でも昨日、約1ヶ月ぶりに陽性者が出るなど、予断を許さない状況にあります。このため、3回目のワクチン接種を進めておりますが、引き続きリスクの高い行動を控えられ、マスクの着用、手洗いを徹底するなど、感染防</p>

止への対応に御協力をお願い申し上げます。

ここで、国際社会に目を転じますと、平和の祭典である北京オリンピック・パラリンピックの意義を台なしにするような暴挙が引き起こされております。

2月24日から始まったロシアのウクライナへの武力侵攻は、力の強い国が暴力で周りの平和な国を支配しようとするもので、これは決して許されるものではないと思っております。もちろん複雑な国際情勢に、当時国ではない日本のしかも本町のような小さな自治体が口を挟んでも効果は期待できません。しかし、ふるさとを追われ、家族がばらばらになって、悲しみと苦しみの中で避難しているウクライナの皆さん、特に子どもたちの涙をテレビの映像で目の当たりにした時、よその国のことだと、このまま傍観してはいけない、そう痛切に感じました。そしてこのことは、多くの皆さん、同じように受け止めておられるのではないかと思います。このため、ウクライナの人たちのために私たちができること、それは本当に小さなことですが、実行していきたいと考えております。

1つは、役場の窓口にて、ウクライナの難民を支援するための募金箱を設置しております。ここでお預かりした募金は、武器や弾薬などに充てるのではなく、難民となった人たちに温かい食事や必要な医療を提供することに役立ててもらうため、全額を国連難民高等弁務官事務所の公式窓口にて責任を持って送金をいたします。

もう1つ、ウクライナから遠く離れた島国日本の、また片隅の小さな田舎町でも、ウクライナのことを思い、心配し、平和への祈りをささげている仲間がいるということを知ってもらうために、役場に日本国旗とともに、ウクライナ国旗を掲揚しております。これらは支援と呼ぶには余りにも小さく、しかもパフォーマンスにすぎないとか、偽善的だとか、そういう批判があるかと思っておりますけれども、しかしウクライナのために何か行動をしたいというお考えの方は、このささやかな取り組みに是非御参加いただき、募金にその思いを託していただくと

ともに、ウクライナの青と黄色の国旗を胸に思い浮かべて、平和を祈ってくださいますようお願いいたします。

そして、中高生、中学生、高校生の皆さんに聞いてもらいたい。私たち大人の世代は、また戦争という疎かで、残酷な行為に走ってしまいました。今起こっている現実を直視して、テレビやネットでよく観察をして、皆さんの世代では絶対にこの過ちを繰り返さないように、しっかりと胸に刻んでいただきたいと思います。

さて、いよいよ新しい年度が始まろうとしております。

国の方針は、コロナ後の新しい世界を見据え、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に重点を置いており、県の予算編成方針においても、守りの感染防止対策とポストコロナを見据えた攻めの経済活動喚起策をバランスよく展開することとされております。

本町におきましても、ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式への対応や、新型コロナウイルス感染防止対策と経済活動の維持を両立するために、第5次松野町総合計画、第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました各事業を、計画的かつ迅速に実施し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的、持続的に取り組むこととしております。

こうしたことから、令和4年度の本町の一般会計当初予算は、町が抱える喫緊の懸案事項への対処を重点施策と位置づけて編成をしております。後ほど、当初予算の提案理由の中で、町政の基本方針と重点施策について説明を申し上げますこととしておりますので、議案審議の中で、積極的な御意見、御提言を賜りますようお願いをいたします。

今期定例会に御提案申し上げます案件は、計画変更、条例の改正、廃止、指定管理者の指定、令和4年度一般会計及び特別会計当初予算並びに令和3年度最終の補正予算など、多数の議案等の上程を予定をしております。

なお、12月定例会以降の主な諸行事につきましては、別紙の町政報告書に取りまとめておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

	<p>ます。</p> <p>それでは、御提案申し上げました提案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、51件であって、この議案番号・件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和3年11月、12月、令和4年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりであります。</p> <p>御確認をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:38)</p>
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番関本豊議員、3番山下智恵議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p>

<p>議 長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間に決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、関本豊議員の質問を許します。</p> <p>「議長2番」</p> <p>「2番、関本豊議員」</p>
<p>2 番 関 本 議 長 2 番 関 本</p>	<p>議長の許しをいただきましたので、通告しているように、新庁舎の有効活用についてお伺いいたします。</p> <p>2月14日から、新庁舎での業務が開始されましたが、来ていただく町民の皆様にとって、利用しやすい庁舎であることが大事であると感じております。例えば、玄関から総合受付までの距離が少しあるように思うのですが、入ってすぐのところに案内する人を置いてはどうかと思います。</p> <p>また、町長室などの理事者室が2階になったこともあり、これまでよりは、町民にとって少し距離を感じる場所ではないかとも思います。</p> <p>ほしてまた、県内では、久万高原町に続く2例目となる議場兼大会議室についても、画期的ではありますが、通常利用と臨時議会等との両立の心配をしております。</p> <p>まだ動き出して1ヶ月足らずであり、今後、いろいろ検討はなされていくと思いますが、町民にとりましても、新しい庁舎に対する期待と関心は高いと感じております。</p> <p>そこで、これまで申し上げたことについて、町長の考えをお聞かせ</p>

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>願ったらと思います。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、関本議員の御質問、庁舎の有効活用についてお答えをさせていただきます。</p> <p>冒頭の御挨拶でも申し上げましたとおり、2月14日に新庁舎での業務がスタートをいたしました。来庁された町民の皆様も、大きな変化を感じられたのではないのでしょうか。</p> <p>それは、建物が新しくなり、各課の配置が変わったことも大きいのですが、JAえひめ南松野支所の業務開始や銀行ATM、図書学習コーナー、交流スペースなどが設置されたことにより、旧役場と比べて訪れる目的が幅広くなり、これまであまり役場に来られていなかった方もお越しいただくようになった、これは、当初の目的に合った歓迎すべきことだと肯定的に感じております。そういった中で、いろいろな御意見をいただいているところであります。</p> <p>御質問の中でふれられております総合窓口の場所につきましては、どこで案内誘導していくのか、設計段階から検討し、施設の構造や業務の流れ、人員配置等を総合的に検討した結果、現在の配置となったところです。最初は、分かりづらいところもあるかもしれませんが、玄関を入れて正面の位置に総合窓口を設置し、気軽にお声掛けをいただく雰囲気を出せば、御不便や御不安をお感じになることは少なくなるのではないかと考えております。</p> <p>なお新庁舎は、個人情報の保護、セキュリティーの確保の面から、来庁者への対応は、カウンターを挟んで行う方式になっております。カウンターの向こうで戸惑われている方がいらっしゃれば、職員から積極的に声をかけ、場合によっては近くまで出向くことで、利便性が低下しないように努めて参りたいと思います。</p> <p>また会議等の名称や時間、場所を画面上に表示するデジタルサイネージという機器を、玄関を入れてすぐの場所に設置しているほか、見</p>
-----------------------------	--

やすい、分りやすい看板類の表示を心がけております。

また今回、町長室など理事者室が2階になったことにつきましては、確かに1階に比べれば、位置的には遠くなりましたけれども、これまでどおり総務課へお申出いただければ、御案内をさせていただきますので、御安心をいただきたいと思っております。

なお、この議場兼大会議室につきましては、議会の御理解によって実現の運びとなったもので、会期中以外は多目的に使用できる画期的な仕組みであります。利用に当たっては、当然ながら議会の予定を優先して調整させていただき、仮に臨時議会を開催する場合におきましても、ある程度は時間的な余裕がありますので、バッティングする恐れは少ないと考えております。

このほかにも、今後も様々な課題が生じてくるとは思いますが、今の段階で全ての課題を把握し、解決することはできませんので、今後の利用状況、感想等を聞いた上で真摯に対応して参りたいと考えております。

供用開始後1ヶ月近くが経過しまして特に感じていることは、夕方図書学習コーナーで中高生が勉強している姿、あるいはキッズコーナーを利用されている子育てのお母さん、こういった姿を目にすることで、明らかに今までの役場にはない役割を担い始めていること、大変うれしく感じております。役場は、職員が事務仕事をするだけの場所ではなく、町民の皆様に使っていただけてこそ価値があるものです。

これからいよいよ本格的に、この新庁舎がまちづくりの拠点として稼働していくわけですが、新庁舎の有する最先端の機能を有効に活用していかなければなりません。例えば、防災拠点施設の災害対策機能をはじめ、再エネ省エネ技術の粋を詰め込んだ環境性能、クラウド方式となった新行政システム、利用者の面からは、施設のバリアフリー対応やフリーWi-Fi環境、交流スペースの有効利用などが挙げられます。このような先進的な機能を十分に生かせるように、そして何よりこの新庁舎が、町のシンボルとして多くの皆様に利用され

		<p>ることが大事だと考えております。</p> <p>今後旧庁舎の解体工事と駐車場等の外構工事が進められ、町民の皆様にはいろいろと御不便をおかけしておりますが、夏頃には全て施設整備が完了し、駐車場やコミュニティーセンターとのアクセスもよくなります。</p> <p>行事や会議などの利用も増え、更に活用の幅が広がり、多くの方々に訪れていただく拠点となるよう取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。</p>
2 番 関 本	本	「議長 2 番」
議	長	「2 番、関本豊議員」
2 番 関 本	本	ありがとうございました。
		そのうち、町民の皆様も少しずつは慣れてくることと思います。
		町民あつての行政でありますので、どうか十分な気遣いを心がけていただき、接していただきますことを強く要望し、私の質問を終わります。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	はい。
		我々もですね、町民の皆様の御意見、御要望をしっかりと受け止めていきたいと思っております。
		議員の皆様におかれましても、町民の皆様からいろいろな御意見、託されると思っておりますので、そのことにつきましては、また担当、あるいは理事者のほうにお伝えいただければ大変ありがたいと思っております。
		よろしく願いいたします。
議	長	以上で、関本豊議員の質問を終わります。
		続いて、通告 2 番、森岡健治議員の質問を許します。
5 番 森 岡	岡	「議長 5 番」
議	長	「5 番、森岡健治議員」

5 番 森 岡	<p>議長のお許しをいただきましたので、通告しております防災無線、今後の取り組みについて、質問させていただきます。</p> <p>東日本震災から10年がたち、いまだ復興半ばである。当時、報道のほうで、役場職員が最後まで無線で避難を呼びかけた姿を思い浮かべます。</p> <p>そこで、先日、回覧版にて「20年前に農水省の補助事業で、町内屋外子局と全戸に受信機の設置を行って、情報元として運用されてきましたが、2月14日をもって運用の停止となります。」との、回覧が回り、多くの町民の方から説明を、との声がありました。</p> <p>特に、今日心配されてる南海トラフ巨大地震の際に、防災情報が、今の光ケーブルを利用したIP告知端末では、何の意味もなさなくなるのでは、との声もあります。</p> <p>2年前には、目黒地区で、丸1日、それも元日です。電話、テレビ、携帯、全てが不通となり、また翌年奥野川・蕨生地区では、電話、テレビ、携帯電が不通となり、昨年11月には隣町で、140戸、2日間不通となった事例があります。</p> <p>特に防災の面で言いますと、3年前の豪雨災害で、徳島県では、土砂崩れにより、光ケーブル断線で1週間程度不通となり、不安の日々を送られたと聞いております。</p> <p>愛媛県下20市町で、我が町だけが防災無線に取り組まないのはなぜか。国においては、東日本大震災を教訓に、国土強靱化に取り組み、住民の安全安心を願い、進めていくのが国の考え、誰しもの考えだと思っております。</p> <p>町長の考えを今一度、今からどう取り組んでいくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは森岡議員の、防災無線の今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

松野町における防災行政無線の整備の経緯につきましては、昭和60年度に、山村振興事業を活用して、無線放送施設の効率的運用、それから円滑な行政広報、これらのために町民の生活文化向上と農林業振興に寄与することを目的として、アナログ方式で整備をし、その後、放送設備の老朽化に伴い、平成16年に機器の更新を実施しております。

しかしその更新後、17年が経過し、老朽化による機器の信頼低下に加え、平成17年12月には無線通信規則の改正により、不要電波に対する基準であるスプリアス規格が厳格化され、令和4年11月30日までに対応できる機種への変更が必要となったため、令和元年度から、デジタル方式への転換を含めて、対応策を検討することとなりました。システムの検討につきましては、確実性や迅速性、耐災害性はもとより、機能性、経済性が大きなポイントとなり、松野町の現状に即した方法としては、防災行政無線のデジタル化が妥当との中間報告が委託先よりありました。

しかし、その検討時の松野町においては、新庁舎と防災拠点施設の整備を目前に控え、また同じ情報伝達手段であるIP告知システムにつきましても、平成23年度の運用開始から10年近くが経過し、光創出装置等の使用設備の大規模更新を予定していたため、両方の情報伝達システムを整備することが、財政的に非常に厳しい状況にありました。

現在使用しているIP告知システムにつきましては、テレビ地上波のデジタル化、インターネットの高速化、携帯電話の基地局整備など、既に町民生活に欠かすことのできないものとなっております。

また、IP告知端末により、町からの防災情報のお知らせをはじめ、消防団本部からの火災緊急放送や、Jアラート全国瞬時警報システムによる緊急地震速報等も発信されていることから、災害時の情報伝達手段として有効に稼働をしており、県内でも行政情報の個別受信方式として、このIP告知端末を採用している自治体が数多くあります。

これらのことから、本町における新たな防災情報伝達システムにつきましては、I P告知システムの継続が必須条件である中で、これまでどおり防災行政無線とあわせて、2つの情報伝達システムを維持管理することは、初期投資だけでなく将来的にも大きな負担金になると判断せざるを得ませんでした。

また、I P告知システムに一本化した場合でも、システムを連動することにより、これまでどおりの住民サービスを提供できることから、これらを総合的に検討した結果、I P告知システムに一本化し、補えない部分については、移動系システムをはじめとする他の情報伝達手段や、Lアラートによるマスコミ配信、民放ローカル局との契約によるデータ放送の活用のほか、実際に災害が発生した場合には、消防団員や役場職員が現場に駆けつけるなど、多様な手段により補完することで、町民の安心安全を確保できるとの結論に至りました。

これらの経過と経緯と今後の方針につきましては、令和2年9月の定例議会の全員協議会で御報告し、議員各位の御理解と御承認をいただき、令和3年度の当初予算において、防災無線の撤去費用、I P告知システム一本化に係る費用等について可決をいただき、既にJアラートの移設業務等を完了させているところであります。

なお、I P告知システムの課題としては、議員御指摘のように、停電時や光ケーブル切断時に、I P告知端末が使用できないという脆弱性があります。これは、災害が発生する前に、早めの避難を呼びかけることや突発的な大規模地震に対しては、国からのJアラートに加え、携帯電話への緊急速報メールが瞬時に配信されること、更には御指摘の南海トラフ巨大地震に対しましては、令和元年5月より、南海トラフ地震臨時情報が配信されることなど、多様な手段による事前の情報伝達が可能であることから、これらの懸念は払拭されるものと判断をしております。

一方、デジタル方式の防災行政無線が、耐災害性で万能というわけではなく、デジタル方式の中継局の非常用発電機や屋外子局のバッテ

リーは72時間しかもたず、災害が長期化すれば機能しなくなり、また中継局や屋外子局そのものが被災する恐れもあります。

また実際に集落の孤立等が発生すれば、音声だけが届いても不十分であり、その場合は、食料などの救援物資を積んで一刻も早く救助に向かわなければなりません。

このように、それぞれの性能等を比較検討して、町の財政も考慮した上で、IP告知システムの一本化に取り組んでおりますが、御指摘の光ケーブルの断線対策につきましては、国や関係機関とも協議して、平時から施設整備の強靱化を進める検討をしているところであります。

このようなことから、令和4年度当初予算において、IP一本化の補完対策の検討を行う業務委託料や、情報伝達用の拡声機を装備した車両の購入費を計上しておりますので、また予算審議の中で御意見をいただきたいと思っております。

これからも、減災防災対策を充実し、住民の皆様が安心して暮らせるように、安全なまちづくりに取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

5 番 森 岡
議 長

「議長5番」

「5番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

答弁ありがとうございます。

まず、町長ひとつ防災無線と今のデジタル通信とは別物であると、これは認識されておられるようには思うんですが、今一度説明させていただきます。

防災無線とは、電源さえあれば何日でも情報が送られる、いわゆるバッテリーにするのか、自家発電にするのか、その電源さえあればいい。一方デジタルとは、光ケーブルを利用した現代社会の情報網で、今のスマートフォン、パソコン、IP無線、その他、全て光を光ケーブルを使用した、それも光ケーブル1ミリ以下、0.25ミリってい

うガラス芯のケーブルを使った通信網なんですけど、この違いがあります。

この中で、本町のように山間部の防災対策で何がしたいか、交通網が寸断される恐れが大いに考えられます。その時に何が1番不安か、連絡が取れない、周りがどのような状況か分からない、食糧もどうやら分からない、冷蔵庫も使えない、分からないことほど不安を思うことはないのではないかと思います。

災害時に、どの地域も同じかそれ以上と予測すると、防災無線は、役場、県、各地区、子局からの連絡をつなぐことのできるメリットが大きく、災害時では、町民の道しるべだと言っても過言ではないと思っております。

予算がないという言葉で諦めるのは、町民の安心安全を語れないのでは、県下小さい町だからこそ安心して暮らせるまちづくりに取り組むべきではないでしょうか。

先ほど町長述べられましたが、電波法の改正によりまして、新スプリアス規格っていうのが変更されましたが、これも令和4年11月30日から当分の間、改める方針を固めて、国のほうはおります。

また、緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災減災事業費の事業期間の延長、これも5年間延長されてます。これほど、国も、国の国土強靱化、防災安全を願ってこういう処置をしていただいとるんで、この辺については、よく考えるべきではないかと。

今日の情報化時代、何でも入手することができる便利な時代になっていることこそ、災害が起きると人の弱さが出てくるのでは、3年前の豪雨災害でも同様なことが起き、経験をいたしました。話も聞きました。行政として、災害時に動ける人数が限られてくるように思われます。

備えあれば憂いなし。

もう少し、予算ばかりじゃなくって、町民目線で考えていただきたい、私はこのように思います。

<p>坂本町長</p> <p>議長</p> <p>坂本町長</p>	<p>まずそれで答弁をお願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>いろいろ分りやすく解説をしていただきました。</p> <p>私も十分理解はしているつもりなんですけれども、ちょっと災害発生時と平時の運用について、この2つのパターンについて考えを述べさせていただきますが、通常、インフラが正常に動いている時は、防災行政無線の機能は、今のIP告知端末で全て代替をできると思っております。</p> <p>それは光ケーブルが通常に、こう働いて電源もきているという条件では、町民の皆様にIP告知一本化しても、不便をかけることはないと思っております。</p> <p>議員さん御指摘の点はですね、災害発生時に、光ファイバーケーブルが切れた、そういう状況において、どう町民の皆様の安心安全を確保するかという1点に集約されると思いますけれども、私はですね、基本的に、防災無線を整備して、音声だけで、その被災された方あるいは孤立した集落に情報を届けるということでは不十分だというふうに思っております。</p> <p>その場合は、今、令和4年度の予算でも、1台そういった機能を兼ね備えた車を予算要求しておりますけれども、そういった車に実際の救援物資、食料とか寝具とかを積んでですね、どんなことがあっても駆けつける、その現場に駆けつけるということが行政の使命だというふうに思っております。</p> <p>確かに、声が聞こえれば、その時は安心されるかもしれませんが、そうじゃなくて松野町のような小さな町ですから、一步踏み込んで、どんなことがあってもあなたのことを助けますよということを実際に行動をしていきたい。そういうことにですね、これから重点を置きたいと思っております。</p>
-----------------------------------	---

当然ながら、松野町のような今の状況ですね、今というかちょっと前の状況なんですけれども、I Pとそれから防災行政無線、二重で各戸に端末があるというのは、はっきり言って理想です。松野町だけだと思います県下でも。そうではなくて、それを維持することによってこれからどンドンどンドン、運転経費といいますか、維持経費がかかってきます。そこにお金を投入するのではなくて、同じ防災行政に予算を投入するのでしたら、もっともっと町民の身近に行けるところにお金を使っていきたいというふうに思っております。

決して、その財政的な面、それも当然ありますけれども、それを最優先をして、今回I Pに、告知端末に一本化したのではありませんので、そのことは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

5 番 森 岡
議 長

「議長5番」

「5番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

町長今のI Pを進める方針は、なかなか固いようではありますが、町長、災害が起きた時に、何としてでもそこに物資を届けたり、いろんな避難誘導のために、いろんな整備を行うと今言われましたが、本当に行けますかね。やれますか、道路寸断された場合とか、役場職員がどれだけ動けます。実際考えた時に、消防団の方も、各地域にはおられます。しかし皆被災されるんですよ。その時に、役場職員、役場でも、来れる方は少ないかもしれません。そういうことで考えた時に、ふだんはI Pで、今の情報化の分で十分だと思います。しかし、今の南海トラフ大地震、30年以内に起きろとうとする。これに対しての対応はどうするのぞと。実際になった時に、いざ人手が足りませんので、人命救助に行けませんでした。そういう言い訳はできないんですよ、行政として。

その辺もう何が起こるやら分からないんで、私は言ってるわけですから、その辺よく考えていただきたいと思います。

で、今のI Pを利用した屋外拡声装置が、町内47ヶ所ぐらいあり

ますが、現在の屋外拡声装置とそこについてるまだ他の機器、これの更新が必要になります。これ、全て一般財源で賄うつもりですか。少々の金額では駄目なんですよ。これも。その辺理解されておるんでしょうか。

それと、今の光ケーブルの強靱化を考えていくと言われますが、自然災害に、こたわんでしょ。確実に、絶対耐えれますよという自信はないと思います。作ったものは、いつかは壊れます。二重、三重の過度の設備投資をせよと言いはるわけではありません。屋外局子局47ヶ所、個々の機械機器類を交換しないとイケない。それにお金を投じ、一般財源で投じるんでしたら、緊急防災対策費などを利用して、で、一般財源をそこに一部投入し、屋外で仕事をされてる方でも、その災害時にはすぐ分かる。今のIPでは、屋内のみが、今聞けておりますが、屋外では、やはり行き届かない点がどこかあります。

その辺よく考えていただきたいと、そういうことで今後、またこの質問に関しては、私は諦めるつもりはないんで、町民の安全安心を願う思いで語ってますんで、検討していただきたいと強く要請したいと思います。

町長、答弁よろしく申し上げます。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

災害発生時に、何とかしなければならない、先ほどいろんな御心配をしていただきました。

本当にできるのか、人手が足りるのか。私も、その点については十分認識して、それでもやり切らなければいけないということを考えております。

それはそれでしっかり対応していきますが、先ほどから申し上げましたように、この防災行政無線を仮にデジタルで整備して、じゃあそういった災害が発生した時に、その無線で何ができるのか、結局は、

<p>5 番 森 岡 議 長 5 番 森 岡</p>	<p>音声を届けることだけなんですよね。</p> <p>先ほど言いましたように、いろんな救援物資が必要であるとか、そういったことについては、当然音声だけですから対応できません。私はそこよりも、その実際に人を助けるところ、人に寄り添うところにお金をかけていきたいということなんです。</p> <p>先ほど、屋外子局につきましても、使えないじゃないかと言いますけれども、これはすごい条件が狭まっていて、光ファイバーが切れて、しかも電源が喪失された場合には確かに使えなくなりますけれども、防災無線にしても、それがバッテリーが72時間しか持ちませんので、それ以降は使えなくなるわけです。</p> <p>そこをですね、そこにこだわるのではなくて、もっともっと何といえますか、実効性のあるものに私はお金を使いたい、それと先ほど緊防債を使用してやればいいのかという話も出ましたが、仮にそのデジタル化の防災行政無線をするとすると、交付税還元がある有利な起債ですけれども、それでも一般財源は1億以上かかるわけなんです。</p> <p>その1億以上を原資にして、音の部分だけをフォローするのか、それでも、それだけの一般財源があるんなら、もっともっと別に、防災行政に対してかける有効な手段があるんじゃないか、そういうふうに思っておりますので、その点も含めてですね、令和4年度で、このIP一本化、どうすれば強靱なものになるか、補完できるか、その委託料も組んでおります。そういったところでまた、御協議をいただいたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>「議長5番」</p> <p>申し訳ございません。もう一度だけお願いします。</p> <p>「5番、森岡健治議員」</p> <p>町長分かります。町長の気持ちも分かります。</p> <p>結果、緊急防災対策費用にしたら70%起債ですね、ごめんなさい。交付税ありますね。一般財源30%ですよね。で、先ほど、その費用対効果の分だけでいうと、今の屋外子局をIPで鳴らすために設備投</p>
------------------------------------	---

資する費用は、一般財源で1億はかかります。約。私の勘ですよ、あくまでも。

で、その47ヶ所に新設整備、そのデジタル行政防災無線をした場合に、多分4億少しだと大体推測できると思いますが、そうすると何ら変わったことはないんじゃないですか。で、その屋外子局の防災行政無線は、双方向できますんで、こちらから一方的に言う話ではなく、各その47ヶ所のマイクをとれば、その代表者が、ヘリが緊急対応のためにヘリがいますとか、極端話ですよ、そういうことにも連絡が取れるようになります。意味がないわけじゃないんで、その辺はよく考えていただきたいと、もう少し、その今の、その機械の運用の仕方、システムの組み方、その辺についてももう少し勉強していただきたいとそういう思いでおります。

今後また話す場面が多々あると思いますんで、ひとつ是非、その時には話をさしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。

これが最後の御質問だということに受け止めましたので、私も反論といいますが、これからの協議は、また別の機会に設けていただくということでお願いをしたいと思います。町民の安心安全、しっかり守っていくということは、議会におかれましても我々理事者にとりましても、同じ思いを共有していると思いますので、どうすれば1番、町民の皆様の不安に寄り添うことができるのか、特にこの災害発生時にちょっとシチュエーションを限定して、これから皆様といろいろな御意見を戦わせていただきたいと思います。

技術がどんどんどんどん進化をしております、これまでの常識が通じないような新しい技術も、これからどんどん出てくると思います。そういったものにもアンテナを張って、担当課のほうで十分に検

議 長	<p>討資料を準備をいたしますので、またその節はよろしくお願いたします。</p> <p>以上で、森岡健治議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (10:19)</p> <p>(休憩 10:19 ~ 再会 10:30)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:30)</p>
議 長	<p>日程第4 議案第2号「過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第2号「過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案をいたします過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例議会において議決をいただいて策定されたものであり、この計画により、移住、定住、地域間交流の促進をはじめ、産業の振興、地域における情報化、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、その他地域の持続的発展に関し必要な事項など、諸般にわたる活性化のための事業に取り組むこととしております。</p> <p>今回の計画変更は、計画目標達成に向けて取り組むべき事業を再検討、精査をしている過程で必要となった、移住定住及び関係人口の創出や産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保、防災減災対策、子育て環境の確保、人材育成などの事業を追加し、過疎地域である本町の課題解決を加速化させるものであります。</p> <p>よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>

議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第2号は即決したいと思いま</p> <p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「過疎地域持続的発展計画の変更について」</p> <p>は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第5 議案第3号「松野町個人情報保護条例の一部改正につい</p> <p>て」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは議案第3号「松野町個人情報保護条例の一部改正につい</p> <p>て」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、令和3年5月に公布された、いわゆるデジタル改革関連法</p>

	<p>のうち、令和4年4月1日に施行されるデジタル社会形成基本法第2条の規定において、これまでは民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体など、それぞれに異なった法令が適用されておりましたが、これを個人情報の保護に関する法律に一本化することになったため、町条例においても該当する条文を改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま議題となっております議案第3号は即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号を採決します。</p>
議 長	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「松野町個人情報保護条例の一部改正につ</p>

<p>議 長</p>	<p>いて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第4号「押印の見直しに伴う関係条例の整備について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは議案第4号「押印の見直しに伴う関係条例の整備について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、国が地方とともに進めている行政手続における押印の見直しについての案件であります。</p> <p>これにつきましては、行政手続における住民負担の軽減、利便性の向上に資するもので、将来のデジタルガバメントに向けたオンライン手続、業務フローのデジタル化などにつながるものであります。</p> <p>今回の改正では、松野東小学校運動場照明使用施設管理条例、旧松野南小学校運動場照明使用施設管理条例、松野中学校運動場照明使用施設管理条例、松野町火入れに関する条例の4条例における様式中の押印を不要とし、手続を軽減する改正を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第4号は即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は即決することに決定しました。</p>

	<p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「押印の見直しに伴う関係条例の整備について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第5号「松野町定住促進条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第5号「松野町定住促進条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。</p> <p>平成26年度に制定した松野町定住促進条例では、これまで定住住宅建築奨励金、結婚祝い金、出産祝い金を設定し、松野町での定住を促す施策を推進しております。</p> <p>今回上程する本条例の改正の内容は、まず定住住宅建築奨励金においては、これまで40歳未満の世帯を対象としていたところを、年齢要件を撤廃し、更に単身世帯でも対象範囲とすることに改正するものです。また、結婚、出産の2つの祝い金については、その支給条件を「永住し、または10年以上にわたって居住する意思を持つ者」としていたものを、「定住する意思を持つ者」に改めるものであります。</p> <p>なお、今回の条例改正に合わせて、定住促進に関する各種補助事業</p>

	<p>についても見直しを行うこととし、空き家活用移住者住宅整備事業においては、その貸出し要件を緩和し、空き家所有者の賃貸に供する意欲が高まるよう改正するほか、町外からの移住者が自ら借りる空き家を改修する際の費用の3分の2を、上限100万円で補助する移住促進空き家改修補助制度を新設、更には住宅リフォーム補助金の制度拡充などを運用することとしておりまして、様々なケースの移住者やUターン者のニーズにこたえようと考えております。</p> <p>コロナ感染症の世界的な拡大を契機に、働き方の変化、都市圏にこだわらない生活拠点や仕事場の移動など、これまでとは異なる生活の価値感や多面的な生活様式、新しい日常への変化が加速している流れをしっかりと受け止め、仕事や暮らしの場として選ばれる地域となるように、多様なライフスタイルでの移住や定住につながる松野モデルを推進して参りたいと考えております。</p> <p>よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>
	<p>ただいま議題となっております議案第5号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「松野町定住促進条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第8 議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、国家公務員が、妊娠、出産、育児等と仕事を両立するための支援として、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和する措置が、令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、町職員にも、国家公務員と同様の措置を講ずるための改正を行うものであります。</p> <p>具体的には、取得要件のうち、これまでの引き続き在職した期間が1年以上という要件を廃止することや、取得しやすい勤務環境の整備として、個別の周知、意向確認の措置が義務づけられることとなっております。関係する条文の改正追加を行ったものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>

議 長	<p>ただいま議題となっております議案第6号は即決したいと思いま す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、議案第6号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部改 正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第9 議案第7号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第7号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し 上げます。</p> <p>今回の改正内容は、松野町農業委員会の農業委員、農地利用最適化 推進委員につきまして、国の農地利用最適化交付金を活用し、その活 動実績に応じて、委員報酬を現在の年額に上乗せして支出できる規定</p>

		<p>を整理するものであります。</p> <p>農地利用最適化交付金は、平成28年度施行の農業委員会等の法律の改正に伴い、農業委員会の責務が農地利用最適化業務などを始め、増大をいたしました。これらを積極的に推進するために整備されたものであります。</p> <p>この交付金は、国費10分の10で、人件費の報酬に対する財源支援となっております。</p> <p>改選期を迎える松野町農業委員会において、次期以降の体制整備、今後の活動支援を目的に、この交付金を活用したいと考えておりまして、そのためには本条例第2条別紙に規定する、農業委員長以下農地利用最適化推進委員までの年額の報酬額に、実績見込額の支出規定を追加する必要があるため、条例の一部改正をお願いするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第7号は即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第7号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第10 議案第8号「松野町土地改良区運営支援基金条例の廃止について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは議案第8号「松野町土地改良区運営支援基金条例の廃止について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>松野町土地改良区運営支援基金条例につきましては、平成22年6月、松野町土地改良区の運営を支援するとともに、農地の有効活用と農業の振興発展を図ることを目的として、基金を設立するために制定したものであります。</p> <p>その基金につきましては、平成22年の貸出しから返還を受けた平成30年まで運用され、その間、土地改良区の財政面での支援に活用されたところであります。</p> <p>土地改良区の運営状況や基金の貸出し返還等、その経緯につきましては、議会の御支援、御協力をいただきながら進めて参りましたので、詳細な説明は省略させていただきますが、期間中、運転資金として活用させていただきました。</p> <p>現在、松野町土地改良区は、安定的な運営を展開しており、今後においても農地の有する多面的機能の発揮促進、小規模農業生産基盤の</p>

		<p>整備など、予算規模の範囲内において事業推進を図ることといたしておりまして、土地改良施設の新設や区画整理、農用地の造成と大型の資金を伴う事業は、当面実施する見込みもないことから、本基金を廃止しようとするものであります。</p> <p>つきましては、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第8号は即決したいと思えます。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第8号「松野町土地改良区運営支援基金条例の廃止について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第11 議案第9号「松野町消防団条例の一部改正について」</p>

<p>坂本町長 議長</p>	<p>を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長 議長</p>	<p>それでは議案第9号「松野町消防団条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、令和3年4月13日付け消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書及び消防庁長官通知により、消防団員数を確保するため、消防団員の処遇等を見直すもので、団員報酬及び災害等の出動における報酬額を国の基準に引き上げるものであります。</p> <p>この消防庁からの通知では、階級が団員であるものの年額報酬を定めるとともに、災害等における出動に対しては、予算措置を費用弁償から報酬として改めることとし、その報酬は、団員個人に直接支給するものとされております。</p> <p>本町におきましては、団員報酬額が県下でも最低金額であり、出動手当につきましても県平均を下回っておりましたが、今回の改正により、県下市町と同額程度となる見通しであることから、消防団員の意識向上と団員確保につなげ、消防力の向上を図りたいと考えております。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第9号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第9号「松野町消防団条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第12 議案第10号「松野町総合営農指導拠点施設等の指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第10号「松野町総合営農指導拠点施設等の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、松野町総合営農指導拠点施設等の指定管理者の指定に関するもので、現在、株式会社松野町農林公社が指定管理者となっておりますが、指定管理期間が令和4年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244の2第6項の規定に基づき、今回、指定管理者の指定の議決を受けようとするものであります。</p> <p>この選定に当たりましては、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず町の出資法人であり、またこれまでの指定管理者である株式会社松野町農林公社</p>

	<p>を引き続き指定したくお願いを申し上げるものでございます。</p> <p>松野町農林公社は、指定管理者として、営農技術の普及や新規作物の試験栽培などにより、農家所得の向上を図るとともに、若い担い手と一緒に、先進的な農業経営の研修実践に取り組んでおります。また、地域農業の安定的な生産体制の確立や新規就農者の確保、育成を通じて、地域農業の核となり、地域社会の発展と活性化に貢献して参りました。近年では、増加する担い手不足の受皿として、農作業の受託事業も重要度が増加し、地域農業の推進役として中心的な存在になっているところであります。今後においても、育苗、青果、梅、アグリレスキュー、研修の5つの事業を主体として、地域農業の発展を目指しており、農林公社に期待される役割は更に大きくなるものと確信をいたしております。</p> <p>なお、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p>
議	<p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p>
	<p>お諮りします。</p>
	<p>ただいま議題となっております議案第10号は即決したいと思います。</p>
	<p>ます。</p>
	<p>御異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p>
	<p>したがって、議案第10号は即決することに決定しました。</p>
	<p>続いて、本案に対する討論を行います。</p>
	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
	<p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第10号「松野町総合営農指導拠点施設等の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第13 議案第11号「松野町河川公園施設の指定管理者の指定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第11号「松野町河川公園施設の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、松野町河川公園施設の指定管理者の指定に関するもので、現在、株式会社まちづくり松野が指定管理者となっておりますが、指定管理期間が令和4年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244の2第6項の規定に基づき、今回、指定管理者指定の議決を受けようとするものであります。 松野町河川公園施設、通称、道の駅虹の森公園まつのにつきましては、四万十川学習センターおさかな館をはじめ、レストラン遊鶴羽、特産販売所かごもり市場、森の国ガラス風音、RVパークなど、多くのコンテンツを兼ね備えた大規模な道の駅で、松野町を訪れるお客様や四国西南部や四万十川観光の拠点的功能を有しております。また、観光客の立ち寄り拠点として、地域情報の発信、案内はもとより、特産品の販売を通じた地域活性化、自然環境の保全や生態系の保護に関

	<p>する学びの場づくりや啓発活動など、多くの社会的使命や目的も有している道の駅であります。</p> <p>今回の指定管理者の指定につきましては、これらの事業を持続的に発展させるため、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、同条例第5条の規定により、町の出資法人である株式会社まちづくり松野を指定するものであります。</p> <p>現在、株式会社まちづくり松野は、自主的に組織や事業の構造改革に取り組んでいるところであります。道の駅虹の森公園まつのの設置目的や社会的使命を地域の資源や人材等を積極的に活用しながら、効果的かつ効率的に達成したいと考えております。</p> <p>なお指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>	
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第11号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第11号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第11号「松野町河川公園施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第14 議案第12号「松野町農業公園の指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第12号「松野町農業公園の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>松野町農業公園、通称森の国ファームにつきましては、令和2年4月に株式会社まちづくり松野を指定管理者として指定し、これまで運営がなされて参りました。道の駅である河川公園施設と同様に、指定管理期間が令和4年3月31日までとなっていることから、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、指定管理者の指定の議決を受けようとするものであります。</p> <p>農業公園につきましては、トマトのもぎ取りやピザ作り、ハーバリウムなど、地域の農業や文化を体験するメニューの提供を主力事業としております。更に、新たに整備した農業公園多目的棟、いわゆるバーベキューガーデンを虹の森公園かごもり市場と連携して運営するなど、両施設の連携強化により、集客力の向上を図って参りたいと考えております。</p> <p>また、収穫部門のトマト栽培につきましても、株式会社松野町農林公社と連携を図りながら、育成に取り組んでおり、今後はその出口戦略についても、道の駅全体として取り組みたいという考えです。</p>

		<p>なお、今回の指定管理者の指定につきましては、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、同条例第5条の規定により、町の出資法人である株式会社まちづくり松野を指定するものであり、道の駅同一の指定管理者とすることによって、施設が効果的かつ効率的に運営され、事業の円滑な運営が図られるというふうと考えております。</p> <p>なお、指定管理の対象とする施設は、農業公園による管理棟、栽培温室及び敷地内の附帯施設などであり、また指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第12号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第12号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第12号「松野町農業公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第15 議案第13号「松野町ふれあい交流館交流部門の指定管理者の指定について」を議題とします。</p>
坂 本 町 長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>議案第13号「松野町ふれあい交流館交流部門の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p>
	<p>本案は、JR松丸駅構内の松野町ふれあい交流館のうち、交流部門の指定管理者の指定に関するもので、現在、特定非営利活動法人森の国ネットが指定管理者となっておりますが、指定管理期間が令和4年3月31日までとなっていることから、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者指定の議決を受けようとするものであります。</p>
	<p>松野町ふれあい交流館の交流部門につきましては、観光案内所のほか展示ギャラリー、コンコースなどが含まれ、平成26年度から令和3年度まで8年間、森の国ネットが指定管理者となっております、引き続き同法人を指定しようとするものであります。</p>
	<p>なお、この指定に当たりましては、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず、特定非営利活動法人森の国ネットを指定管理者の候補者として、選定しております。これは、同条に定める地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるという事例であると判断しておりまして、またNPO法人森の国ネットの役員が、町内の観光および物産の関係団体の代表者に構成されており、その意思決定は町内の観光分野の関係者の総意に基づくものになるこ</p>

		<p>とから、公共性は十分に担保できるものと判断しております。</p> <p>なお、今後の観光交流施策の大きな柱の1つに、観光を切り口としたまちづくりの課題解決、いわゆる観光まちづくりの推進が重要となって参ります。予土線沿線の5市町がタッグを組んで、その流域の様々な資源を掘り起こし、磨き、組合せて、日本中や世界に向けて発信を行う地域連携DMOの設立構想も進められております。その中で、本町は、地理的に他の市町の全てと隣接をしております、今後DMOの取り組みを推進していく際、ハブとなりうる条件を兼ね備えていることを自認しております。このことから、本町の玄関口、松野町ふれあい交流館交流部門をいわゆるJR松丸駅観光案内所を公共性の高い特定非営利活動法人森の国ネットが指定管理者として運営していくことによって、今後、予土線沿線市町が連携して、地域活性化に取り組む条件が整うのではないかと考えています。</p> <p>なお、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第13号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>

議 長	<p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第13号「松野町ふれあい交流館交流部門の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第16 議案第14号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第9号)」以下、日程番号の順を追い、日程第21 議案第19号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの6議案について一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第14号から第19号まで、「令和3年度松野町一般会計補正予算(第9号)」ほか、特別会計5会計の補正予算につきまして、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。</p> <p>本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と特殊事情の追加など、特別会計を含めた決算状況を見通しながら編成をしております。</p> <p>まず、議案第14号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第9号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千608万3千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ52億6千406万円にしようとするものであります。</p> <p>はじめに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1</p>

項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、第2表に事業名と金額を掲載しております。諸事情によりまして繰越が必要となったのは、一般管理費における例規整備事業ほか7事業で、繰越総額は1億5千507万9千円としております。

これにつきましては、可能な限り早期に完了できるよう取り組む所存であります。

次に、歳出予算の補正内容について、説明申し上げます。

歳出補正予算のうち、追加する主なものは、2款総務費では、一般管理費に退職職員に係る退職手当の調整により、退職手当負担金354万2千円を追加するほか、企画費に、令和3年度普通交付税算定に伴う、消防費算定替による負担割合の増加により、宇和島地区広域事務組合負担金802万2千円を追加しております。

財政調整基金費には、将来の起債償還への備えとして、減債基金積立金5千万円を追加し、コミュニティバス運行費には、宇和島自動車が行う町内バス路線の赤字補てんに対する補助として、生活交通路線維持費補助金147万3千円、戸籍住民基本台帳費には、住民基本台帳法の改正に伴う、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に対応するため、システム改造委託料244万9千円を追加しております。

3款民生費では、社会福祉総務費に、平成28年度から令和2年度の実績修正に伴う国民健康保険基盤安定負担金返還金29万1千円を追加し、4款衛生費では、保健衛生費に、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種までの間隔が2ヶ月短縮されたことに伴い、前倒しした分の接種委託料317万6千円のほか、接種体制確保委託料79万3千円、接種休日分委託料171万円をそれぞれ追加しております。

また、中央診療所における医療体制強化のために看護師を増員したことによる人件費の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響による診療収入の減少により本年度決算が赤字となる見込みのため、その収

支補填分として、中央診療所特別会計繰出金 2 千 3 6 万円を追加しております。

7 款商工費の観光費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用客が大きく減少し、厳しい経営状況となっている森の国ぽっぽ温泉において、施設の運営及び維持管理に要する経費として、指定管理者である株式会社トモニーえひめに対する指定管理料 2 5 0 万円を追加計上しております。なお、株式会社トモニーえひめにおかれましては、今年度末をもって森の国ぽっぽ温泉の指定管理を終えられますが、平成 2 4 年 6 月から 1 0 年の長きにわたり、森の国ぽっぽ温泉の管理、運営に携わっていただき、町の観光振興と健康福祉の向上に多大なる御尽力を賜りましたことに対し、深く感謝しているところでございます。

一方、減額となる歳出補正予算の主なものは、2 款総務費の企画費では、新型コロナウイルス感染症拡大による、森の国まつの応援団総会や関西圏域愛媛県人会交流事業の取り止め等のほか、移住関連事業のオンライン開催への移行等、各種事業の中止、変更及び縮小により、旅費 5 0 0 万 6 千円を減額するほか、実績見込みにより、移住促進空き家改修費補助金 9 0 0 万円を減額しております。

3 款民生費の社会福祉総務費では、実績見込みにより、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 9 8 7 万 6 千円減額し、6 款農林水産業費の農地費では、ため池ハザードマップ作成委託料を入札執行による事業費の減額により、3 6 7 万円減額をしております。

7 款商工費の商工振興費では、森の国創業支援・物産振興キックオフ事業委託料を、実績見込みにより 3 9 0 万円減額するほか、観光費では、新型コロナの影響によるイベントの中止に伴い、滑床まつり開催費補助金 1 3 7 万円、森の国戦国絵巻のまちづくりプロジェクト事業補助金 1 5 6 万 5 千円、松野四万十バイクレース開催費補助金 2 4 0 万円をそれぞれ減額をしております。

8 款土木費の住宅管理費では、実績見込みにより、空き家再生等推

進事業費補助金 240 万円を減額し、9 款消防費の非常備消防費では、入札執行に伴う事業費の減額により、移動系通信機器購入費 187 万 3 千円を減額しております。

10 款教育費の事務局費では、コロナの影響による滑床イングリッシュキャンプの開催中止により、人材育成基金事業助成金 261 万 8 千円を減額するほか、保健体育総務費では、東京オリンピック 2020 の開催規模縮小に伴う、本町実施事業内容の変更等によるホストタウン推進実行委員会補助金 749 万 8 千円を減額しております。

次に、歳入補正予算のうち、追加する主な内容は、1 款町税のうち個人住民税を、課税所得の増などにより 933 万 3 千円、軽自動車税は、実績見込みにより 99 万円を追加し、9 款地方特例交付金には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、事業所の固定資産税軽減措置に係る、国の補てんとして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 207 万 7 千円を追加しております。

18 款繰入金のうち、庁舎建設基金繰入金には、庁舎建設事業費の財源として 1 千 5 20 万 8 千円を追加し、21 款町債のうち、過疎対策事業債ハード事業分には、施設整備事業債と緊急防災・減災事業債から財源を振替えたことにより、8 千 1 10 万円を追加する一方、ソフト事業分は、国の予算超過による発行可能額の圧縮に伴いまして 2 千 7 90 万円を減額し、過疎対策事業債全体で 5 千 3 20 万円を追加しております。

一方、減額となる歳入の主な内容は、特定財源では、各種事業費の決算見込みにより、14 款国庫支出金 2 千 9 1 2 万 4 千円を減額するほか、15 款県支出金 1 千 4 4 8 万 5 千円、21 款町債のうち緊急防災・減災事業債 1 千 9 20 万円、公共施設等適正管理推進事業債 9 60 万円、施設整備事業債 6 千 5 70 万円をそれぞれ減額をしております。

一般財源では、1 款町税のうち法人住民税を企業収益の減収により 2 50 万 4 千円、固定資産税は、法人事務所及び法人所有の償却資産

の減失等により548万8千円、18款繰入金のうち財政調整基金繰入金を5千万円それぞれ減額し、最終の財源調整により、10款地方交付税7千777万7千円を追加し調整をしております。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第15号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ161万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億2千913万8千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、8款諸支出金の一般会計繰出金に、平成28年度から令和2年度の国民健康保険基盤安定負担金実績の修正に伴う国と県への一般会計からの返還措置分として、一般会計繰出金38万8千円追加する一方、実績見込みにより、6款保健事業費の特定健康診査等事業費67万4千円、8款諸支出金の直営診療施設勘定繰出金を110万円それぞれ減額しております。

歳入の主なものは、決算見込みにより、1款国民健康保険税56万8千円、9款諸収入47万9千円を追加する一方、4款県支出金81万4千円、7款繰入金186万1千円をそれぞれ減額をしております。

次に、議案第16号「令和3年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ913万2千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億974万7千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、1款総務費の一般管理費では、県へき地医療拠点病院医師派遣負担金の減額により117万円減額し、2款医業費の医療用機械器具費では、電子カルテシステム更新委託料381万8千円、医薬品衛生材料費300万円をそれぞれ減額しております。

歳入の主なものは、決算見込みにより、1款診療収入2千165万1千円と、9款町債620万円を減額する一方、医療体制強化のため

に看護師を増員したこと等による人件費の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少に伴う診療収入の減により、今年度決算の形式収支を調整するための措置として、6款繰入金のうち一般会計繰入金に2千36万円を追加しております。

次に議案第17号「令和3年度松野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千482万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億2千582万円にしようとするものであります。

はじめに債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

公営企業会計への移行については、平成31年1月の総務大臣通知により、人口3万人未満の簡易水道事業においても、施設の現状、収入、経営状況の把握した上で、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和5年度末までに公営企業会計の導入をすることとなっております。本町におきましても期限までに、公営企業会計への移行が完了しますよう、現在作業を進めており、令和3年度から4年度を期間とする限度額、2千552万円の債務負担行為を設定しておりましたが、年度間の事業費の調整により、限度額を2千774万2千円に増額するものであります。

なお、次年度の債務については、令和4年度当初予算により、改めて歳出予算として計上することとなります。

次に、歳出予算の補正内容につきまして、御説明申し上げます。

1款総務費の総務管理費では、実績見込みにより、人件費の調整として、職員手当等18万円を減額する一方、簡易水道特別会計の経営健全化と今後の水道施設更新事業の財源を確保するため、財政調整基金積立金1千500万円を追加しております。

これらに対応する歳入として、1款事業収入の水道使用料18万円を減額する一方、4款繰越金1千500万円を追加しております。

次に議案第18号「令和3年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万6

<p>議 長</p> <p>5 番 森 岡</p> <p>議 長</p> <p>5 番 森 岡</p>	<p>千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7億7千626万9千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出の主なものは、1款総務費では、実績見込みによる人件費の調整として、職員手当等及び共済費合計で29万6千円を減額し、歳入の主なものは、決算見込みにより、1款保険料1千999万9千円、7款繰入金のうちその他一般会計繰入金29万6千円を減額する一方、7款繰入金のうち、介護保険給付費準備基金繰入金1千999万9千円を追加しております。</p> <p>次に、議案第19号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万2千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6千733万8千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出の主なものでは、実績見込みにより、2款後期高齢者医療広域連合納付金120万2千円と、3款保健事業費の後期高齢者健康診査負担金111万2千円などを減額し、歳入の主なものでは、決算見込みにより、1款後期高齢者医療保険料32万6千円を追加する一方、3款繰入金152万7千円、5款諸収入の受託事業収入116万5千円をそれぞれ減額しております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第14号についての質疑を行います。</p> <p>「議長5番」</p> <p>「5番、森岡健治議員」</p> <p>「令和3年度松野町一般会計補正予算（第9号）」の、7款1項商工費のうち、3目観光費12節ふれあい交流館温浴部門指定管理料250万について、お尋ねいたします。</p> <p>この歳出は改めてお伺いしますが、一般財源でしょうか。</p> <p>それと、ここで先ほど町長述べられましたが、トモニーえひめが撤</p>
---	---

	<p>退するということを言われましたが、これはいつ知り得た情報でしょうか。</p> <p>ちょっとその辺、お伺いしたいと思います。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	<p>トモニーえひめさん、以前から非常に経営状況が厳しくて、ほかで得た収入をこのぽっぽ温泉の赤字に補填していることは聞いておりましたが、そういった経営状況が悪いということはずっと把握しておりましたが、正式に決定をされたのは1月20、ちょっと正確なあれはちょっと記録にないんですけど、24日の週に、トモニーえひめの理事会役員会で、撤退をされることを決定いたしましたということをお聞きしました。</p>
5番森岡	「議長5番」
議長	「5番、森岡健治議員」
5番森岡	分りました。
	<p>では、えっとですね、これちょっと12月の話がちょっと出るんですけども、12月にトモニーえひめさんに1千万円、いわゆるコロナの影響で1千万円出費をいたしました。私も認めました。これが、1千万円をいただいて多分12月の16日の議会でしたんで、早かったら年内の28日ぐらいに振り込まれたのか、そこら辺は私のほうは分りませんが、その1千万をいただいてからトモニーさんは、1月に撤退する。ちょっとこれ、考えられないことないですかね。何か虫が良すぎるんやないろうかと、このように思いますが、町長いかがですか。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	<p>指定管理者の協定につきましては、当初から5年、今年の3月31</p>

<p>5 番 森 岡 議 長 5 番 森 岡</p>	<p>日までが指定期間ですので、それから先は、白紙の状態ですよね。</p> <p>公募をして、当然公募をして、トモニーさんも手を挙げるかもしれないし、ほかの方が手を挙げるかもしれない。その中で選ぶという選定作業が必要になるんですけれども、私どもとしては、この10年間しっかりやっていただきましたんで、やっていただけるという期待はしていたんですが、先ほど申し上げましたように、大変あの経営状況が厳しい、ほかのところからの収益を充てているというような状況も把握しておりましたので、最悪、撤退といたしますか、任期満了をもって、指定管理をやめられるということは、想定はいたしておりました。</p> <p>そのことについてですね、最後に、止める寸前にその指定管理料をぶん取っていくというような、そんな何といたしますか、ことでは、私はないと思っております。これまでの実績、それから令和3年度のコロナの状況、全て勘案して、議会にもお認めいただきましたけれども、11月12月の段階で1千万円、指定管理料増額やむを得ないという判断をしていただいた。</p> <p>それと、期間決定として4月からは撤退されるということ、それをダイレクトに結びつけて、やり方がおかしいとかいう批判は当たらないと私は思います。</p> <p>「議長5番」 「5番、森岡健治議員」</p> <p>はい。</p> <p>いや一般企業でしたら、ちょっと考えにくいですね。1千万円、12月ですよ。いただいて、で、早や3月のこの本議会で250万、ちょっと考えにくい。なら何で12月に1千250万一発で、そのコロナ対策で補助していただいけませんかと、言うてこないんですかね。</p> <p>私これそのほうが、1番、どういうんですか、人に説明しても、正しい伝え方ができる。こういう具合に12月に1千万しとって、早や3月で250万、どういう考えなのという、そういうちょっと疑念を感じるわけです。</p>
------------------------------------	---

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>そういうことで、質問を終わります。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>私どももこの状況がですね、その12月の時点で想定できていれば、当然議会に2回もお手数をおかけすることではなくて、12月の段階で、1千250万円、今回の250万は上限という考えで御説明をしておりますけれども、一遍に要求をさせていただく、それが当然だと思います。ただ、思い起こしていただきますように11月12月の時点で、確かにコロナウイルス感染症、収束の兆しがかかなり見えてたんですね。その状況を踏まえて、12月までの赤字補てん分を中心に、1千万円の指定管理料増額を要求したんですが、1月から先は、きっと業績が上昇して、そこから先は赤字が出ないだろうという、今思えば、安易な考え方だったかもしれませんけれども、そういったところで、この1月から先の落ち込みというのが非常に厳しいということで、250万円の増額をさせていただきました。</p> <p>もう1点つけ加えたいことがですね、ぽっぽ温泉もし民間の施設で企業であれば、多分この1月の第6波が起きた時点で休業をしていたと思います。赤字を最低限に圧縮するために。しかし、我々ぽっぽ温泉、トモニーえひめさんと一緒に協議したのは、これは観光客だけの施設ではない、町内にも、このぽっぽ温泉を利用されている方がたくさんいらっしゃるって、その方たちが困る、不便を来すということは避けなければならないんで、何とか開けましょうやと、サウナはちょっと中止をしましたがけれども、お風呂自体は、皆さんに利用していただくということで開けた経緯もあります。</p> <p>そういった面も含めましてですね、想定外、1月から先の12月には想定できなかった要素、それからこれ全くあの施設そのものは町の施設、町の責任で開けている施設でございますので、その町の責任、そういったものも含めまして、更には、今回トモニーえひめさんは、指</p>
-----------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>定管理、ぽっぽ温泉の指定管理は引きますけれども、これから先も、トモニーえひめ、その母体である南愛媛病院、北宇和病院、旭川荘とは、地域医療の確保ということですと連携していかなければなりませんし、信頼関係も必要になってくると思います。そういった総合的なことを判断をさしていただいて今回、このような私にとっても苦渋の決断でございますけれども、上程をさしていただいたわけでございます。</p> <p>どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第14号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
<p>5 番 森 岡</p>	<p>「議長5番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「5番、森岡健治議員」</p>
<p>5 番 森 岡</p>	<p>「令和3年度松野町一般会計補正予算(第9号)」7款1項商工費、うち3目観光費12節ふれあい交流館温浴部門指定管理料250万について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。</p> <p>昨年12月16日の議会において、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休業入浴者数の減少で、経営の負担を軽減するために、1千万円の予算を通したばかりであります。</p> <p>3ヶ月もたつたたないかで、また250万ください。あまりにも、親方日の丸の考えではないですか。</p> <p>株式会社トモニーえひめ様は、3月末をもって撤退する業者に、何</p>

	<p>でそこまで支援するのか理解ができません。令和4年度からは別の事業者が、指定管理料450万との声がある中で、今年度、約、トモニーさんに支出するようになる金額は1千850万。</p> <p>10年間運営していただいた御礼ですか。</p> <p>利益が出たら自分を取り、赤字の時は町にお願いいたします。虫が良すぎるんではないでしょうか。</p> <p>町民の中には、先日のコロナ対策で補助金をいただけない高齢者の方も中にはおられます。また、農業、商工業の方も、みんなコロナウイルスの影響で、苦しまれてる方が大半だと思ってます。今が辛抱の時と頑張っている方もおられます。もう少し町民目線で、また商工の目線で、予算を立てていただきたいと、決断していただきたいと、このように願うところでございます。</p> <p>以上で、反対討論を終わります。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第14号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 多数)</p>
議 長	<p>起立多数です。</p> <p>したがって、議案第14号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第9号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第15号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第15号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第15号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第15号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第16号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第16号は、即決したいと思いをします。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第16号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第16号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第16号「令和3年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第17号についての質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第17号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第17号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第17号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)

議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第17号「令和3年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第18号についての質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第18号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第18号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>（賛成討論 ～ なし）</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第18号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（起立 ～ 全員）</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第18号「令和3年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第19号についての質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>

		<p>ただいま議題となっております議案第19号は、即決したいと思 います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第19号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険 事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに 決定しました。</p>
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。(11:50)</p> <p>(休憩 11:50 ～ 再会 13:30)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(13:30)</p>
議	長	<p>日程第22 議案第20号「令和4年度松野町一般会計予算」以下、 日程番号の順を追い、日程第28 議案第26号「令和4年度松野町 後期高齢者医療保険事業特別会計予算」までの7会計の、令和4年度 予算を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは議案第20号から第26号まで、令和4年度松野町一般会計予算ほか、特別会計6会計の当初予算の概要、これに関連いたします、町政の基本方針と重点施策について御説明を申し上げます。

まず、国の予算編成の動向でございますが、令和4年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2021等に沿った取組を着実に進めるものとし、新型コロナウイルス感染症への対応として、医療提供体制や検査体制の充実確保に努め、疲弊した経済社会の再生のため、雇用、需要、生活に対する支援策を推進するとともに、コロナ後の新しい社会を見据え、成長と分配の好循環を実現するための予算を重点配分することとしております。

また、東日本大震災を初め、各地の災害からの復興再生や防災減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、安全保障体制を構築するなど、必要な予算措置を講じた結果、国の令和4年度一般会計予算は、107兆5千964億円、前年度比9千867億円、0.9%増となり10年連続で過去最大を更新しております。

こうした中で、地方財政対策におきましては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化などの取り組みの推進、消防防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源の増額について、令和3年度と同水準の62兆135億円を確保し、そのうち地方交付税は、前年度比6千153億円、3.5%増の18兆538億円を配分することとしていますが、地方財源不足の縮小等を受けて、臨時財政対策債は1兆7千805億円で、前年度比3兆6千992億円、67.5%の減と大幅に抑制されたところであります。

次に、県の当初予算は、中村知事の3期目の仕上げの年に当たり、重点分野を中心に積極的な予算編成とし、守りの感染防止対策を徹底した上で、ポストコロナを見据えた攻めの社会経済対策を展開するとともに、最優先課題である西日本豪雨災害からの創造的復興を実感で

きるステージへ着実に推進することとしております。

特に新型コロナウイルス感染症への対応では、医療検査体制等の充実強化や安全安心な暮らしの確保、地域経済の回復、活性化が掲げられ、入院患者の病床確保や宿泊療養施設の運営、ワクチン接種を行う医療機関等への支援、中小企業者への債務返済等の伴走支援など、取り組むこととしております。

更に、西日本豪雨災害からの創造的復興に関しましては、生活再建支援と防災機能の強化、活力とにぎわいを創出する産業復興が掲げられており、国県が一体となった肱川水系治水対策の前倒しや砂防施設の整備、治山工事の実施、えひめ南予きずな博の開催、柑橘園地の再編復旧等に取り組むこととしております。

また、新たな未来を切り開くデジタル施策では、行政・暮らし・産業のDX推進が掲げられ、県市町が一体となったチーム愛媛による高度デジタル人材の共有とデジタルデバイド対策の推進、行政手続のオンライン化、障害者の最新ICT機器の利用機会拡大による情報格差のない自立した生活の促進、県内産業の稼ぐ力を強化する高速無線通信を活用したデジタル技術の実装、DXの活用による農林水産業の振興など展開することとしております。

このような予算編成のもと、令和4年度の県の一般会計予算は7千33億円、前年度比85億円1.2%増となり、過去最大規模の大型予算となっておりますが、コロナ対策経費701億円の計上が主要因であり、財政健全化と公約の実現に配慮したメリハリの利いた予算となっています。

それでは、ここから、本町の重点施策と予算編成方針でございます。

令和4年度の一般会計当初予算は、新庁舎を核として、町民との協働のまちづくり、防災交流拠点の充実強化の推進に努めるほか、ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式への対応や新型コロナウイルス感染防止対策と経済活動の維持を両立しながら、森の国まつのモデルによる、更なる移住定住施策を推し進め、自治コミュニ

ティ어의存続のための取り組みや、消防防災力の一層の強化に努めるほか、健康福祉及び子育て支援施策の充実と農林業、商工業、観光業等の地域活性化施策の展開、ICT教育の更なる充実と文化、生涯スポーツの普及推進を図るため、第5次松野町総合計画及び第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を中心に、予算編成を行っております。

庁舎及び防災拠点施設の本体工事を終えたことから、予算規模としては、前年度比7億6千500万円、15.3%減となるものの、地方創生と町が抱える懸案事項への対処を主眼とした結果、総額42億5千万円の積極的な予算編成としたところであります。

また、特別会計6会計の当初予算規模については、18億6千491万1千円で、前年度比727万6千円、0.4%の微増の予算編成としております。

本町においては、小さな町の大きな挑戦を町政の基本方針に、50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史文化が次の世代に受け継がれていくこと、今を生きる住民が幸せを実感できるようになること、これをまちづくりの目標に、第5次松野町総合計画と第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種事業について、SDGsの視点を取り入れながら、計画的かつ迅速に実施し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしております。

重点施策につきましては、5項目を掲げており、まず1つ目、健康福祉分野では、「穏やかで生きがいに満ちた“森の国”」の実現を目指します。

町民誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと、健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護の連携のもと、地域包括ケアシステムの更なる進化を図るとともに、生涯にわたる健康づくり、予防活動、高齢者福祉、障害者福祉の充実により健康寿命の推進につなげる取り組みを目指します。

また、地域包括ケアにおける医療の中核として、中央診療所の果たす役割は重要であり、住民に親しまれ信頼される地域医療機関として、一層の健全運営に努めるとともに、特に長引く新型コロナウイルス感染症に対しては、息の長い取り組みが必要となっていることから、引き続きワクチンの接種や各種予防対策を継続しつつ、国の方針に基づき対応して参ります。

その中で取り組む主要な事業といたしましては、引き続き感染症対策として、ワクチン接種事業費に1千600万円余りを計上するほか、交通安全対策として、近年全国で多発しているアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、65歳以上の高齢者の方を対象に、後付けできる自動車急加速抑制装置の購入及び設置費用の一部を補助する、高齢者安全運転支援装置設置事業補助金として60万円を計上をしております。

次に2つ目の、産業雇用の分野では、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」を創造していきます。

収束の見通しが立たないコロナ禍にあって、町内の産業を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続きこの状況に対応していく必要があります。

このような中で、農業分野では、最大の課題である後継者担い手の確保育成に対応するため、農業委員会と共働して農地利用の最適化を推進しながら、基幹産業としての農地振興などに取り組み、実質化された人・農地プランを実践していくほか、地域農業の持続のための農業農村整備事業の創設や集落営農の組織化、特産作物の振興、新規作物等の産地化、安定的な経営支援など、効果的な支援策の実施に努めることとしております。

林業分野では、コロナ禍におけるウッドショックの影響下による状況を踏まえながら、南予森林管理推進センターを核として、森林環境譲与税を有効活用し、森林資源を守り育てる森林整備事業に計画的に取り組むほか、林業担い手の確保と育成に合わせて、まきステーショ

ンを中心とした木質バイオマスの継続的な活用を図ることとしています。

商工観光分野におきましては、コロナ禍にある商工業者の事業継続と企業の支援により、地域経済の復興を図るほか、地域内循環型の経済モデルの導入に向けた検討を行うほか、企業誘致留置対策と企業支援、マルチワーカー育成による雇用の創出に取り組み、更に、観光事業につきましては、地域資源や魅力を再発見、再認識し、産官学協働により、内外の情報発信や交流を促進し、地域活性化を目指した観光まちづくりを推進して参ります。

これらの方針を受けて実施する主要な事業といたしましては、コロナ禍において疲弊する町内商店街の消費喚起支援策として、継続的に実施する森の国まつの町地域応援商品券配布事業費に4千900万円余りを計上するほか、地域活性化及び移住定住施策の一環として、まちなかでの交流拠点施設の整備を図るため、伊予銀行、旧松丸支店の土地と建物を購入するための経費として1千300万円余りを計上し、更に新築住宅を建築した際、1件当たり100万円を助成する住宅建築奨励金については、助成対象者の年齢制限を撤廃するほか、住宅リフォーム補助金等の制度を拡充することとしております。

また、伊予銀行旧松丸支店の社宅を購入し、入居者を移住者に限定した移住者用町営住宅整備事業に1千200万円余りを計上しております。

更に西日本で初導入となる、最先端のクライミングボードを旧松野南小学校体育館に整備するための費用800万円余りを計上し、キャニオニングやサイクリング等のアウトドアスポーツと連携することによって、更なる集客力の向上を図って参ります。

農林業分野では、キウイ花粉事業の着実な推進のため、新規農家の獲得と更なる品質の確保を目指し、花粉の生産性調査やかいよう病検定等を実施するほか、農林公社に対して、花粉精製機を整備するための未来型果樹産地強化支援事業補助金1千60万円を計上するほか、

新たに町単独事業として、農業生産力の増進と農業経営の改善を図るため、農道の補修や水路の改修等の事業を実施する団体・部落に対し、事業費の一部を補助する農業農村整備事業費補助金450万を計上しております。

観光施設、農林業施設では、施設の機能強化や老朽化対策として、施設の一部改修及び設備整備事業費に、両施設合わせて4千100万円程度の予算を計上し、施設の長寿命化及び充実強化に努めることとしております。

次に3つ目の環境防災分野では、「安全で快適な暮らしの“森の国”」を目指します。

庁舎とともに新設された防災拠点施設を中心に、地域防災計画及び業務継続計画、BCPに基づく防災体制の充実を図るとともに、自主防災会の活動強化のため、地域住民や関係機関と連携し、自助、共助、公助による地域防災力の向上、防災意識の高揚のための防災減災施策を推進して参ります。

建設環境の分野におきましては、機能強化を目的とした道路交通網の整備、インフラ施設の老朽化対策を計画的に推進するとともに、美しい自然景観や生態系の保全活動、効率的な廃棄物の処理、河川の水質浄化に努め、再生エネルギー普及等による地球温暖化防止対策など取り組みを協力強化するほか、水道事業においては、公営企業会計の移行に向けた経営基盤強化に取り組み、喫緊の課題である水道施設、管路の耐震老朽化対策について、施設更新計画に基づく事業を推進して参ります。

更に、人々の暮らしを支えるJR予土線及び民間バス路線の利用促進、存続等の交通対策や移住者を含む多様なニーズに対応できる住環境対策についても積極的に取り組む所存であります。

主要な新規事業としましては、地域防災の要である消防団員の確保対策として、消防団員報酬の見直しを行うほか、老朽化した消防積載車及び小型動力ポンプの更新事業費に約900万円を計上し、消防力

の強化を図るほか、断水等に速やかに対応できる環境を整備する水道管網図等クラウドGIS建築事業費として約1千100万円を計上しております。

また町の指定避難所であるスポーツ交流センター、この耐震性を強化し、防災機能の充実強化を図るとともに、老朽化に伴う雨漏り対策等を行うため、スポーツ交流センター屋根改修事業費約7千万円を計上しております。

次に、4つ目の教育子育ての分野では、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」をテーマに、諸施策を推進していきます。

町の未来にとって、子どもたちの教育環境の充実が、最重要課題であり、このような中、学校運営協議会制度の充実を図り、「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもたちを育む、地域とともにある学校教育を創造する」この理念を学校と地域が共有し、連携協働していくことによって、その実現を目指して参ります。

また、生涯学習及び生涯スポーツの推進、歴史文化の保存活用などを通じて、文化意識の向上や心身の健康増進を図りながら、互いの人権が尊重され、部落差別をはじめとするあらゆる差別偏見を解消するため、質量ともに充実した人権同和教育を推進をいたします。

子育て施策の推進では、経済的不安を払拭するため、各種負担軽減策の継続や多様な保育ニーズに対応する施策にとって、安心して暮らし育てることのできる環境づくりを行って参ります。

ここでの主要な新規事業といたしましては、本町在住の高校生や中学生等による地域課題解決の取り組みを通し、未来の大人たちが、松野町に住み続けたい、あるいは戻ってきたいと思える環境の構築を図るための松丸高校事業として約970万円を予算計上するほか、歴史的な文化遺産である河後森城跡を、多くの人々が学習や憩いの場として、更なる活用を図っていくため、西部ゾーン西第十曲輪の環境整備事業費に約4千400万円、ICT教育事業として、教職員のテレワーク環境の構築を図るための事業費に約1千万円を計上しております。

す。

最後に、5つ目の行革協働の分野では「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」を実現して参ります。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症による影響が長引く中、感染力の高いオミクロン株の出現によって、引き続き先行き不透明な状況が続いております。これらは、今後の地方財政運営に影響があると想定され、地方創生に対応した諸施策の推進、継続的で安定した行財政運営や高齢化の進行等に伴う、社会保障関係費の増嵩などの財政需要に対しては、その他の行政経費の削減努力により、補っていく必要があります。

本町の財政は、生命線ともいえる地方交付税や譲与税等に依存し、この動向に大きく左右されやすい体質であることから、行財政改革の断行を経て、回復基調であった財政状況は、平成29年度を転機として悪化する傾向で推移し始めております。

このような状況を踏まえ、事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹し、選択と集中を基本とした持続可能な行財政運営の基盤の確立に努めて参ります。

特に、懸案であった新庁舎及び防災拠点施設については、町民の皆様のご御理解と御支援により完成し、本年2月から供用開始しております。

今後、旧庁舎の解体を経て、駐車場等を含めた外構工事等の全ての工事が夏頃完了する運びとなることから、更に効率的できめ細かな行政サービスを提供し、親しみやすい役場づくりのための取り組みを進めながら、住民自治活動に対する支援拡充によって、地域住民の集落機能の維持強化や特色ある地域づくりにつなげるとともに、行財政全般におけるDXの導入促進にも努めて参ります。

この分野での主要の新規事業では、新庁舎の整備完了に伴い、令和4年度は旧庁舎の解体及び外構整備工事を行うための事業費として、3億4千300万円余りの予算を計上しているほか、デジタル社会の

<p>議 長</p> <p>八十島副町長</p> <p>議 長</p> <p>八十島副町長</p>	<p>実現に向け、県、市町、民間事業者連携により、デジタル化支援などを行うための愛媛県市町DX推進会議負担金事業として308万円、収納機会の多様化を行うことで、住民サービスの向上を図ることを目的に、町税、介護保険料及び住宅使用料のコンビニ収納を可能とするための事業費として約100万円の予算を計上しております。</p> <p>以上が、当初予算の編成における町政の基本方針と重点施策であります。以上が、会計別予算の概要等につきましては、この後副町長から御説明申し上げます。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上が、提案理由の説明を終わります。</p> <p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。続いて、副町長から全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「八十島副町長」</p> <p>お手元の資料は10ページからになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは町長の説明に引き続き、私からは「各会計別当初予算の概要」について要点を押さえながら説明を申し上げます。</p> <p>まず、「1 全体会計の一覧」をご覧ください。</p> <p>令和4年度の一般会計と特別会計6会計を合わせた当初予算総額は、前年度比7億5千772万4千円11.0%減の61億1千491万1千円となっております。</p> <p>この内、一般会計の当初予算は、庁舎及び防災拠点施設の本体工事を終えたことから、予算規模としては、前年度比7億6千500万円15.3%減となるものの、新庁舎を核として町民との協働のまちづくりを推進するため、総合計画及び総合戦略等に基づき、ふるさと創生につながる施策の展開ほか、ウィズコロナ、アフターコロナにおける、新しい生活様式への対応と感染拡大の防止対策、町民生活・社会</p>
---	--

経済活動の維持との両立を図るため、予算総額4億2千万円の積極的な予算編成としたところでございます。

また、特別会計6会計の予算規模は、1億8千491万1千円で、前年度比727万6千円0.4%の微増となっております。

12ページをご覧ください。

「一般会計予算」の「歳入」の状況について、主なものを説明いたします。表の右側に昨年度と比較した主な増減理由を記載しておりますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

まず自主財源のうち、1款町税につきましては、前年度比0.6%減の2億8千415万3千円となっております。詳細については、後ほど説明をさせていただきます。次に、12款分担金及び負担金は、老人保護費負担金や中山間総合整備事業に伴う分担金の増により、13.8%増の753万2千円。

13款使用料及び手数料は、JAえひめ南農協の庁舎使用料等の増により、7.3%増の4千651万2千円を、18款繰入金は、庁舎本体工事完了に伴う庁舎建設基金繰入金の大幅な減により、56.6%減の9千864万6千円を計上しております。

19款繰越金は、最終の財源調整として、200%増の6千万円を計上し、20款諸収入は、庁舎建設事業に係る環境省の間接補助である、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の減により、69.4%と大幅な減の4千768万円としています。

次に依存財源のうち、2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の伸び率等を参考にし、して予算計上をしております。

10款地方交付税は、歳入全体の47.4%を占めておりますが、前年度比8千500万円4.4%増の20億1千500万円を計上しており、この詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金や河後森城跡環境整備事業の実施に伴う、国宝重要文化財等保存整備

費補助金の増等によりまして、36.0%の増の3億9千99万円。

15款県支出金は、がけ崩れ防災対策事業費や各種選挙委託金の増等によりまして、12.9%増の3億323万5千円としております。

最後の21款町債は、49.3%と大幅減の8億3千48万円の発行を見込んでおり、総予算に占める割合は19.6%となっております。詳細につきましては、また後ほど説明をさせていただきます。

資料13ページ、14ページをお開きください。

「町税の明細」について、改めて詳しく説明をいたします。

町税全体では、2億8千415万3千円、前年度との比較では176万3千円0.6%の減を見込んでおります。

本町では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、減収となる個人事業者が増える見込みではありますが、個人住民税全体では、これまでの所得環境の改善傾向を受けて増収を見込み、たばこ税につきましては、令和3年10月の税制改正による増税に伴い増収を見込んでいるものの、固定資産税につきましては、土地、家屋の評価替えの影響により減少となるため、結果、町税全体では、0.6%の微減になると試算をしております。

直接税では、町民税は、前年度比2.5%増の1億356万5千円、固定資産税は、5.8%減の1億3千904万4千円、軽自動車税は、5.4%増の1千685万9千円を見込んでおります。

また、間接税のうち、たばこ税は、増税に伴う増収を見込み、17.6%増の2千261万9千円と推計しているところでございます。

その他、14ページ上段の表の備考欄、直接税の総予算に占める割合、町民1人当たり、1世帯当たりの税額、下段にある町税の推移のグラフにつきましては、お目通しいただきたいと存じます。

続いて15ページをご覧ください。

「地方交付税の明細」について、説明をさせていただきます。

令和4年度の地方交付税は、20億1千500万円、前年度比8千500万円4.4%の増で、臨時財政対策債を含みますと、前年度比

1千952万6千円1.0%増の20億4千378万円を計上したところでございます。

地方交付税の算定の基礎となる令和4年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取り組みなどの推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額につきましては、令和3年度と同水準の6兆135億円が確保されたところでございますが、地方交付税の補完措置であります時財政対策債が、大幅に抑制をされておりましたことから、実質的な地方交付税は3兆1千億円の減とされているところです。

本町では、近年の大型建設事業の財源として、多額の起債を発行したことによりまして、平成29年度から償還金が増加に転じ、これに連動して地方交付税への公債費算入額が増加していることや、昨年度から引き続き、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための地域デジタル社会推進費や地域社会再生事業費並びにまち・ひと・しごと創生事業費が計上されていることなどによりまして、普通交付税は微増と見込み、前年度と同水準の交付になると推計しているところでございます。

下段の表の、「4年度」の欄をご覧ください。着色しているところでございます。

令和4年度当初予算では、財源調整の結果、普通交付税の計上額を、交付見込額である19億2千132万6千円に対し、18億8千500万円としたところであります。

なお、交付見込額との差額であります3千630万円余りにつきましては、今後の補正予算の財源として保留している状況であります。

特別交付税につきましては、今年度の交付見込額に地方財政計画の推計伸び率や地域おこし協力隊員数、移住・定住施策、特定地域づくり事業に要する経費等を勘案し試算をしました結果、前年度比2.

3%増の1億4千178万円と推計しておりまして、このうち前年度同額の1億3千万円を予算計上をしたところでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、地方財源不足の縮小に伴い、地方債計画でも大幅な減額となっているため、計画に示されました市町村分の伸び率を用いて、前年度比63.1%減の2千878万円と推計をしております。

また、16ページには、過去10年間の地方交付税等の推移を掲載をしておりますけれども、近年は大幅な削減もなく安定して推移をしている状況にあります。

次に17ページをご覧ください。

こちらには、一般会計における主要な基金の明細を掲載をさせていただいております。

まず、財政調整基金は、平成28年度までは、行財政改革の効果や地方交付税の回復などの影響により、財源留保のために積立てを行うことができまして、28年度に一部取り崩しを行ったものの、年度末残高も過去最高の9億円を超えておりました。しかしながら、翌29年度からは財源不足が生じ、令和元年度までは取り崩しを余儀なくされております。

令和2年度につきましては、新型コロナの影響等により各種事業の取り止めや地方交付税の大幅な増加等もあり、取り崩しが不要となり、また令和3年度も交付税の増額等により、当初予算では取り崩しを計画はしておりましたけれども、決算見込みにより取り崩しは取りやめをいたしまして、令和2年度決算時での剰余金の2分の1相当額と、歳出予算における利子相当額の合計5千735万5千円の積み立て分を加算した令和3年度末の財政調整基金残高は、9億6千411万9千円となる見込みでございます。

次に、庁舎建設基金は、25年度に基金を造成し、令和元年度から事業推進に必要な財源として充当しておりますが、令和3年度において利子相当額を積み立てる一方で、1億8千913万5千円を事業に

充当する見込みであり、年度末残高は3千167万5千円となる見込みでございます。

次に減債基金につきましては、令和2年度残高が6千532万2千円となっておりますが、今年度普通交付税の算定におきまして、臨時財政対策債を償還するための基金の積み立てに要する経費が算定されていることや、今年度決算剰余金が見込まれますことから、利子相当分と合わせて5千2万9千円を積み立て、令和3年度末基金残高は、1億1千535万1千円となる見込みであり、今後、将来の公債費負担に対応し、年度間の償還費平準化の財源とすることといたしております。

続いて資料18ページをご覧ください。

「町債の明細」について、説明をさせていただきます。

この表は起債種別ごとの発行予定額、交付税還元率等について示しているものでございまして、表の最下段にありますように、令和3年度末の残高見込額は55億6千748万1千円で、令和4年度中の借入予定額と償還予定額を加除した令和4年度末の残高見込額は58億7千249万9千円と見込んでおります。

令和4年度中の借入予定でございますけれども、上から順に、単独災害復旧事業債は、蕨生の林道小唐井線災害復旧事業費に290万円の発行を見込んでおり、緊急自然災害防止対策事業債は、8ヶ所分のがけ崩れ防災対策事業及び6ヶ所分のがけ崩れ防災対策事業に係る測量試験費に6千50万円、緊急防災・減災事業債は、庁舎建設事業外2事業に2億3千580万円、公共施設等適正管理推進事業債の役場機能緊急保全分として、庁舎建設事業に1億9千960万円、過疎対策事業債では、ハード分として、移住者住宅整備事業外24の事業に2億640万円、ソフト分としては、各部落が自主的に地域づくりを推進していくための地域づくり交付金事業や結婚・出産祝金、住宅建築奨励金等の移住定住施策などの政策的な事業、全17事業に対して9千650万円の発行を見込んでおります。

臨時財政対策債は2千878万円で、地方財源の補てん措置として地方財政法で発行が認められている起債であり、備考欄に記載のとおり、全て交付税で還元をされます。

続いて資料19ページをお開きください。

ここからは歳出の説明資料になっております。

一般会計各款別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載しております。時間の都合上、特徴的なもの、増減の特に大きい項目のみ説明をさせていただきます。

2款総務費は、宇和島地区広域事務組合負担金やまちなか交流拠点施設整備事業費等が増となる一方、庁舎建設事業費の大幅な減額により、前年度比41.3%大幅減の12億4千399万6千円を計上しております。

3款民生費は、虹の森まつの保育園改修事業や旧吉野生保育園解体事業の完了によりまして、15.0%減の7億7千370万6千円となっております。

6款農林水産業費は、キウイフルーツ花粉精製機の整備等に係る、未来型果樹産地強化支援事業費補助金や、農林公社のアグリレスキュー事業で使用するコンバインの購入費等の増により、19.6%増の3億1千207万9千円を計上しております。

20ページをお開きください。

7款商工費には、滑床キャンプ場整備事業や森の国ファーム多目的広場等整備事業が完了する一方、新型コロナウイルス感染症対策として、地域応援商品券事業や観光宿泊事業者応援事業費等の増により、39.2%増の2億4千747万6千円を、10款教育費には、スポーツ交流センター屋根改修事業費や河後森城跡環境整備事業費の増等によりまして、35.3%増の3億8千211万4千円を計上しております。

12款公債費につきましては、3.5%増の5億3千763万9千円を計上しております。公債費に関しましては、近年、大型建設事業

の実施に伴い、多額の過疎債を発行したことによりまして、平成29年度を起点として増加をしております。中長期財政計画上での試算によりますと、令和10年度には6億円近くまで増嵩する見込みとなっております。今後におきましては、事業の緊急性等を考慮し、真に必要な建設事業の厳選により、地方債の発行抑制に努める所存でございます。

次に、22、23ページには、歳出の性質別内訳について、それぞれ増減理由等をまとめております。

性質別にみますと、令和4年度におきましては、義務的経費、一般行政経費は増加する一方、投資的経費は、庁舎及び防災拠点施設の本体工事完了に伴いまして、前年度比47.6%大幅減の10億5千783万3千円となっております。

また、義務的経費は2.4%増となっており、なかでも扶助費及び公債費が増加をしております。

扶助費につきましては、障害者自立支援給付費が増加しているものです。

公債費については、先ほど説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

資料23ページをご覧ください。

一般行政経費については、10.9%の増で、主にコロナ禍において疲弊する町内商店等の消費喚起、支援策として継続的に実施する森の国松野町地域応援商品券配布事業費や、宇和島地区広域事務組合負担金の増等によるものです。

続いて24ページの「投資的経費の明細」につきましては、これまでの説明と重複をいたしますので、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しを願います。

次に、資料25ページから35ページは、町の重点施策5項目それぞれで主要となる新規事業を、36ページから45ページにかけては、主要事業一覧として、款・項・目別に、事業名やその概要、本

年度当初予算額、前年度当初予算額との比較、財源等をまとめております。

こちらは、後ほどお目通しをいただきまして、予算審議の参考にしていただければと存じます。

一般会計の説明は以上でございますが、46ページから48ページにかけては、特別会計に関して、歳入、歳出の主な項目に区分し、過去8ヶ年の決算と令和3年度の決算見込み、令和4年度の予算計上額を取りまとめております。

そのうち、令和4年度の歳入、歳出予算の概要について説明を申し上げます。46ページをご覧ください。

まず「国民健康保険特別会計」の予算規模は、前年度比2.9%減の5億9千500万円としております。平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が愛媛県へ移行し、これまで市町単位で行われてきた運営が広域化され、安定的な財政運営と効率的な事業運営が展開をされております。

国保会計は、医療費の動向が重要な要素であります。歳入のうち保険税収入は、3年度決算見込みとほぼ同額の6千571万円と推計し、歳出のうち保険給付費につきましては、4年度は、新型コロナウイルスの影響による医療機関等への受診控えも徐々に回復するであろうこと、また保険給付費は年々増加傾向にあることから、3年度の決算見込みに比べ4千322万6千円の増と推計をしております。

今後も、特定健診の受診率向上対策や予防活動を充実させることによりまして、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を維持することが重要であろうと考えております。

次に、「中央診療所特別会計」の当初予算規模でございます。1.3%増の3億2千200万円となっております。

増額の主な要因は、看護師の増や内視鏡システム電子カルテシステムの更新によるものです。

診療所におきましては、新型コロナウイルス感染症対応をはじめと

し、地域医療を取り巻く環境は依然厳しさを増しているところであり
ますが、羽生田医師を中心に、自治医科大卒の医師や医療スタッフが
一丸となって、診療所を運営をしております。中央診療所が、住民に
親しまれ信頼される地域医療機関として、患者のニーズに対応した親
切かつ適正な医療サービスの提供と、予防からリハビリまでの包括医
療の推進に努めるとともに、健全経営にも注意をすることが重要であ
ると考えております。

47ページをご覧ください。

「簡易水道特別会計」の予算規模は8.1%増の1億2千万円とな
っております。

増加の主な要因は、水道管網図をデジタル化し、既存のクラウドG
I Sシステムとデータ連携することで、断水等に速やかに対応できる
環境を整備するための、水道管網図等クラウドG I S構築事業費が増
加していることによるものです。

なお、本会計につきましては、事業収入をもって全ての支出を賄え
る実質的な独立採算の会計でございます。人口減少が進展している中
で、3年度の実質収支は3千141万円の黒字の見込みで、この実質
収支から2年度の実質収支を差引いた単年度収支も406万7千円
の黒字となっております。今後も健全経営に努めて参りたいと存じ
ます。

続いて、「住宅新築資金等貸付事業特別会計」の予算規模は、57.
1%減の40万1千円であります。

主な要因は、住宅新築資金等貸付事業債の償還終了によるものでご
ざいます。当会計は、令和2年度決算の4千198万3千円の赤字額
が、滞納者に対して、現地相談も含め督促と電話等での納付を促すな
ど、滞納整理に努めました結果、3年度決算では、3千979万4千
円と、218万9千円減少したところではありますが、依然会計は厳し
い状況にあります。

今後も返済方法等の相談業務に努め、計画的な滞納解消に向けた協

	<p>議を行って参ります。赤字額の解消は、未収金を回収する以外に方法はありませんので、法的な措置も踏まえ、積極的な対策に取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>48ページをご覧ください。</p> <p>「介護保険特別会計」であります。当初予算の規模は0.9%増の7億5千200万円であります。</p> <p>歳入のうち保険料は、3年度の決算見込みに対し2千349万7千円23.6%増の1億2千299万8千円を見込み、支払基金交付金は914万5千円5.1%増の1億8千833万3千円、国県支出金は729万4千円2.4%増の3億541万4千円としております。</p> <p>また歳出のうち、保険給付費は、3年度の決算見込に対し、3千484万9千円5.4%増の6億7千612万3千円と見込んでおります。</p> <p>最後に「後期高齢者医療保険事業特別会計」の予算規模は、8.3%増の7千551万円としております。</p> <p>歳入は、保険料4千199万4千円、一般会計からの繰入金2千954万5千円などで構成をされ、歳出では広域連合への納付金7千76万1千円が主な内容となっております。</p> <p>以上、長くなりましたが、令和4年度一般会計並びに特別会計当初予算の概要について、私からの説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (14:25)</p> <p>(休憩 14:25 ~ 再会 14:34)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (14:34)</p> <p>これから、各会計に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第20号「令和4年度松野町一般会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ~ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>続いて、議案第21号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第22号「令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第23号「令和4年度松野町簡易水道特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第24号「令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第25号「令和4年度松野町介護保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>最後に、議案第26号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、当初予算7会計に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第20号から、議案第26号までの各案は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第20号「令和4年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、議案第26号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」までの各案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。</p>
<p>議 長</p> <p>坂本町長</p> <p>議 長</p> <p>坂本町長</p>	<p>日程第29 議案第27号「農業委員の任命要件の例外規定適用の同意を求めることについて」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは議案第27号「農業委員の任命要件の例外規定適用の同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>平成28年4月施行の改正農業委員会法により、農業委員の選出方法が大幅に変更されまして、本町においても、その規定を適用しているところであります。</p> <p>変更点のひとつとして、委員の過半数を認定農業者が占めなければならない、とされているところではありますが、認定農業者が数が少ない場合においては「農業委員会等に関する法律施行規」第2条の例外規定により、その要件の変更が可能とされております。</p> <p>松野町の認定農業者数は、その基準に該当しておりまして、議会の同意を得ることにより、認定農業者の占める割合を「過半数」から「4分の1以上」に引き下げることが可能であることから、この例外規定の適用をお願いするものであります。</p> <p>つきましては、前任期中と同様に、令和4年4月からの改選期にあわせて、例外規定を適用させていただきますよう、議会の御同意をお願い申し上げます。</p> <p>よろしく御審議賜り、御同意賜りますようお願いいたします。</p>

議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第 27 号は即決したいと思 います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 27 号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第 27 号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第 27 号「農業委員の任命要件の例外規定適用の 同意を求めることについて」は、原案のとおり可決することに決定し ました。
議	長	日程第 30 議案第 28 号「松野町農業委員の選任について」から 日程番号の順を追い、日程第 42 議案第 40 号「松野町農業委員の 選任について」までの 13 議案を一括議題とします。 議案書を配布します。 しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは議案第28号から議案第40号まで、「松野町農業委員の選任について」の提案理由を御説明申し上げます。</p>
	<p>農業委員の選任につきましては、平成28年4月施行の改正農業委員会法により、市町村長が議会の同意を得て任命することとなっており、現在の農業委員も、その規定により選任されているところであります。</p>
	<p>今回、令和4年3月末をもって現農業委員が任期満了となることから、後任委員の選任につき同意を願うものであります。</p>
	<p>農業委員の選任につきましては、1月14日から公募を実施するとともに、各部落や団体からの推薦をお願いしたところ、認定農業者5名を含む13名の委員の応募をいただいたところであります。</p>
	<p>つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の選任につき議会の同意をお願いいたします。</p>
	<p>選任の同意をお願いする委員は、議案第28号から議案番号の順に、目黒・河野和平氏、延野々・矢野千津氏、蕨生・松比良八重子氏、松丸・山口賢三氏、富岡・加賀田幸二氏、上家地・村田和宏氏、吉野・太田善英氏、豊岡・毛利彰男氏、延野々・山崎匡氏、蕨生・金谷純一氏、延野々・石田芳久氏、豊岡・森口泰氏、奥野川・滝口博臣氏の13名であります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	お諮りします。
	<p>本案は人事案件ですので、先例により、質疑討論を省略したいと思います。</p>
	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	異議なしと認めます。

	<p>したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。</p> <p>この採決は議案ごとに行います。</p> <p>まず、議案第28号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、議案第28号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第29号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第31号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第31号について、原案のと</p>

議 長	<p>おり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第31号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第32号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第32号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第33号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第33号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第34号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第34号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第34号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>

<p>議</p> <p>長</p>	<p>続いて、議案第35号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第35号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第35号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第36号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第36号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第36号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第37号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第37号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第38号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第38号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第38号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第39号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第39号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第39号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第40号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第40号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号「松野町農業委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第43 議案第41号「山林委員の選任について」 から日程番号の順を追い、日程第54 議案第52号「山林委員の選任について」までの12議案を一括議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第41号から議案第52号まで、「山林委員の選任について」の提案理由を御説明申し上げます。

	<p>町有林の管理につきましては、12名の山林委員を選任し、御協力をいただいておりますが、令和4年3月末をもって任期満了となります。</p> <p>つきましては、後任委員として各部落より推薦をいただきました12名につきましては、山林委員として選任したく、松野町有林野営林規程第8条の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>推薦いただきました山林委員は、議案第41号から順番に、松丸・山崎幸喜氏、延野々・平野耕右氏、豊岡後・山田史郎氏、豊岡前・堀口計敬氏、富岡・毛利彰男氏、同じく富岡・杉本光氏、上家地・松田尊司氏、目黒・吉福文雄氏、同じく目黒・影平晃氏、吉野・坂本敏夫氏、蕨生・藤井希一氏、奥野川・山本吉和氏であります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により、質疑討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>この採決は議案ごとに行います。</p> <p>まず、議案第41号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第41号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第41号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議	<p>続いて、議案第42号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第42号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第42号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第43号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第43号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第43号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第44号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第44号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
議	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第44号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第45号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第45号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

<p>議</p> <p>長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第45号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第46号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第46号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第46号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第47号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第47号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第47号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第48号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議題となっております議案第48号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議</p> <p>長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第48号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第49号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第49号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第49号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第50号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第50号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第50号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第51号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第51号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第51号「山林委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第52号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>ただいま、議題となっております議案第52号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第52号「山林委員の選任について」は原案のと</p>

議 長	おり可決することに決定しました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (15:02) 本日は、これで散会します。 (15:02)
--------	--